

[事案 20-32] 契約内容変更無効確認請求

- ・平成 20 年 9 月 16 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 3 月 27 日 裁定終了

< 事案の概要 >

加入している定期保険の保険期間が変更されていたが、契約者の意思にもとづいたものでないとして、保険期間変更の無効を求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

昭和 63 年 2 月(38 歳時)に、自分が代表取締役を務める有限会社を契約者に、被保険者を自分にして 80 歳満期の定期保険に加入したが、平成元年 4 月に自分の意思に反して、保険期間が 65 歳満期に変更されていたことに、平成 20 年になって初めて気が付いた。

自分は保険期間 80 歳満期の定期保険を、解約返戻金がピークになる加入後 30 年後に解約しそれを退職金にすることを考えていたのに、保険期間が 65 歳満期では 65 歳時に解約返戻金はなく、それ以降の保障も無くなってしまう。

契約内容変更請求書は、白紙の状態で会社のゴム印を捺印したもので、一部筆跡が違ふところがあり、自分の意思にもとづいて作成されたものではない。変更後の保険契約は、契約者に何らメリットもなく改悪されたものである。保険期間変更の手続きは無効であり、保険期間を元の 80 歳満期に戻して欲しい。

< 保険会社の主張 >

下記理由等により、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 保険期間を変更した「契約内容変更請求書」は、申立人自身が、契約者である有限会社の代表取締役兼被保険者本人として作成したものである。仮に被保険者欄の署名が代筆であったとしても、有限会社の代表者兼被保険者である申立人の意思によるもので、有効である。
- (2) 契約内容変更請求書は平成元年 3 月 27 日付をもって、申立人代表取締役により自ら作成のうえ当社に提出されたものであり、「白紙の状態を押捺した」という申立人の主張は事実と異なる。
- (3) 保険期間の変更(短縮)の結果、返戻金約 11 万円が発生し、申立人指定の預金口座に送金され、申立人自身が受領しており、保険期間の変更について知らないはずがない。
- (4) 「保険期間 80 歳の定期保険を加入後 30 年後に解約する気持ちであった」との主張は、当社の知りえないことであり、仮に契約申込時の意思が申立人の主張するような趣旨であったとしても、平成元年 4 月における契約内容変更請求の有効性を左右するものではない。
- (5) 申立人は、保険期間変更と時期を同じくして、別の保険契約を申し込んでいるが、その保険期間も 65 歳満期としており、そのことは申立人が保険契約の保険期間として 65 歳満期で判断していたと窺うことが出来る。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社提出の書類等にもとづき審理を進めるとともに、申立人から事情聴取を行った。事情聴取において、申立人の言い分は十分に理解出来ないところがあったが、下記の事実を総合考慮すると、「契約内容変更請求書が自分

の意思にもとづいて作成されたものではない」という申立人の主張を認めることは出来ず、生命保険相談所規程第44条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

(1)「契約内容変更請求書」における「代表取締役」の署名の筆跡が、申立人自身のものかどうかは判然としないが、そこに押されている「有限会社 代表取締役」のゴム印と、代表取締役印が有限会社 のものであることは、申立人も認めている。

そして、上記ゴム印と代表取締役印は、普段は申立人とその妻だけがいる会社事務所の(書類棚の)引き出しの中に保管されていたとすると、「契約内容変更請求書」の「有限会社 代表取締役」の記名・捺印は、申立人またはその妻によりなされた蓋然性が高いと考えられる。なお申立人は、事情聴取において、保険会社の営業職員が無断で記名・捺印した可能性を指摘するが、それを裏付ける証拠はない。

(2) 申立人が保管する生命保険証券には、「裏書事項」として「H1.4. 1 保険期間を65歳満期に変更する 新保険料金 19,920円也」との記載があり、この記載を見れば、保険期間が変更されたことは一目瞭然であり、これに20年4月頃まで気付かなかったという申立人の言い分は直ちに信用することは難しい。

(3) 保険会社から毎年申立人に送付される「契約内容のお知らせ」にも、保険期間が65歳満了と明記されており、これに気付かなかったという申立人の言い分も直ちに信用することは難しい。